

新旧制度における専門医申請における規則、細則上の比較表

2016年1月15日更新

	旧制度	新制度
専 門 医 制 度 規 則		
学会員歴	申請時に学会員であること	申請時に学会員であること
専 門 医 制 度 施 行 細 則		
申請書必要書類(手技)	必要なし	診療実績表A(必要な実施項目)が必要
申請書必要書類(経験)	必要なし	診療実績表B(経験必須な疾患)が必要
集中治療専門医認定申請資格の基準	甲 <u>通算3年以上の勤務歴、うち連続12週以上の専従</u>	甲乙丙の区別はなくなった。集中治療専門医制度施行細則に記載された勤務歴/専門医資格を有すること(勤務歴の定義は申請書に記載されている)
申請料	(同右、新制度と同じく扱う)	集中治療専門医認定に関する書類審査料 10,000円(税別)
		集中治療専門医認定に関する試験審査料 30,000円(税別)
		集中治療専門医認定証書 登録料 20,000円(税別)
学術論文(最近5年間)	集中治療に関する論文であること。申請者が筆頭者であるもの(原著、総説あるいは症例報告、短報)を1編以上含めて、主な論文3編以上を記載する。なお、記載論文のうち主な3編については別刷を添付すること。	集中治療に関する論文(原著、総説あるいは症例報告、短報、著書)であること。申請者が筆頭者であるものを1編以上含めて、主な論文2編以上を記載する。なお、記載論文のうち主な2編については別刷を添付すること。尚、発行前でも採択通知があれば可とする。
学会発表(最近5年間)	集中治療に関する内容であり、申請者が筆頭者として発表したもの3題以上を記載する。なお、そのうち1題は日本集中治療医学会学術集会において発表したものとする。学術集会発表証明は学術集会抄録をもって行う。	集中治療に関する内容であり、申請者が筆頭者として発表したものの1題を含む2題以上を記載する。なお、そのうち1題以上は日本集中治療医学会学術集会において発表したものとする。学術集会発表証明は学術集会抄録をもって行う。
学術集会出席(最近5年間)	日本集中治療医学会学術集会2回以上と地方会2回以上の出席が必要である。また、学術集会出席証明は出席証明書(電子証明書を含む)をもって行う。	日本集中治療医学会学術集会2回以上の出席が必要である。学術集会出席証明は出席証明書(電子証明書を含む)をもって行う。

受験資格に関して不明点等がある場合は、学会事務局 Tel:03-3815-0589 / E-mail:jimu@jsicm.org にお問合せください。